

平成 29 年度第 2 回大阪市障がい者施策推進協議会

障がい者計画策定・推進部会 議事録

日 時 : 平成 30 年 2 月 13 日 (火) 10 時~12 時
会 場 : 大阪市役所本庁舎 屋上階共通会議室
出席委員 : 三田 (みた) 部会長、井上副部会長、浅井委員、芦田委員、亀甲委員、木村委員、
京谷委員、小泉委員、酒井委員、三田 (さんだ) 委員、大東委員、竹尾委員、
田澤委員、たにぐち委員、廣田委員、福田委員、山内委員、山梨委員

司会 (障がい福祉課 森) <開会>
中島障がい者施策部長 <あいさつ>
司会 <出席者紹介、資料確認等>

三田部会長

- 皆さんおはようございます。次期計画もようやく形になってきておりますが、今日は 2 時間ということで、よろしくお願いします。
- それでは早速、議題に行きたいと思えます。議題 1 大阪市障がい者支援計画の進捗状況ということで、事務局から説明をお願いします。

吉田障がい福祉課長代理 <資料 1 について説明>

三田部会長

- ありがとうございます。
- 時間の関係で、主なところということでしたが、それ以外も含めて何かご質問・ご意見がある方はお願いします。

山梨委員

- スポーツ関係のところ、長居のスポーツセンターについて、建替えるとか一時そういうのもあったと思いますが、どういう形で維持していくのか。建替えていくのか、補強していくのか。その辺のところはちょっとはっきりしてなかったように思いますので教えていただきたい。
- それからもう一つ、交通の関係ですけれども、区役所にバスが行かない。阿倍野区と東住吉区の区役所に行くバスの路線が廃止されてしまったということで、予算がないからだという話だったのですが、公共の交通機関だから、これは維持してもらいたいと思っています。4 月から民営化されたら、ますます言いにくくなるのではないかと考えています。

三田部会長

- 区役所に行っていないのは阿倍野区と東住吉区の 2 つだけですか。

山梨委員

- 阿倍野区と東住吉区以外は知らないです。
- こういうことは、どういうふうに決まっているのですか。

八木企画調整担当課長

- ご質問のありました長居障がい者スポーツセンターですが、開設から43年が過ぎて老朽化の話もありますが、障がいのある方に安全で安心にご利用いただけるように、計画的に補修等を進めているところです。現在、廃止するというような話はありませんけれども、将来どうしていくのかについては、いろんな課題もありますので、これからの障がい者スポーツのあり方も加えて、検討を進めるようにいろいろなところからご意見をいただいているところです。安全にお使いいただけるように、当面の間は改修していくということで進めております。

久保交通局広報担当課長代理

- バス路線につきましては、ただいまご意見のありました阿部野区と東住吉区役所へのバス路線については、ちょっと個別に確認していませんので分かりませんが、大阪市全体の公共交通ネットワークの中で、市バス路線をつくっておりますので、現状では、必要な路線は維持されていると思います。
- 阿倍野区と東住吉区の個別の件につきましては、確認させていただきます。あと、各区役所の方で、区内のバス路線について、今ある市バス路線と市バス以外のバス路線というものを検討されていたと思いますけれども、それにつきましては、私どもではお答えしかねます。

山梨委員

- 現実に来てないんですよね。赤字だから廃止した、路線をやめたということで、これは公共の交通機関として非常に問題だと思います。
- もし一般企業と同じような考えで、そういうふうに対応しているということだったら、ちょっと公共の立場ではないと思います。現実困っているのです。この辺の感覚がちょっとわからないです。公共の交通機関として便利にするために走っているから、少し赤字になっても走らせるというのが本来だろうと思いますけど、それを止めてしまったということで、ちょっと納得いかない部分です。
- 住みよいまちづくりと言っていますが、民営化になったら、ますます難しくなるように思います。

久保課長代理

- 民営化後については、市会で、10年間は市バスのサービス水準を維持していくという形で話をさせていただいておりますが、個別の部分につきましては、ちょっと改めて確認いたします。

木村委員

- 1ページの④精神保健市民講座について、28年度でしたら115回やっているということですよ。

が、私たちは全然知らなかったもので、どこで対象者がどんな方々か、お聞きします。

- あと6ページの人材の確保の①職員研修ですが、精神保健福祉相談員現任研修・新任研修を毎年やっておられますけれども、こういうところに、例えば、障がい当事者や家族を入れて、そういう話をするような機会を設けていただけるかどうか。やっぱり当事者や家族の話を聞いていただくのも大変重要かと思しますので、ちょっとお伺いしたいと思います。私ども家族会は、要請がありましたらいつでも参加いたします。
- あと16、17ページに関連して、病院からの地域移行がなかなか進んでいないというのがあります。これは計画にも関連してくるかと思いますが、進んでいかない原因はなんなのか。長期入院者を地域へと言っても、地域の受け皿がないとなかなか進まないという現状があるとあります。その総括と新しい計画とが結びついてないような気がするのですが、その辺どうなのか。

内田こころの健康センター精神保健医療担当課長

- 1ページ目の④精神保健市民講座につきましては、各区の保健福祉センターとこころの健康センターで実施させていただいているところでございます。
- 次に6ページの職員研修のところでございます。全ての研修ではないですが、一部当事者の方にも来ていただいて、研修を進めているところでございますので、今後、ご相談させていただいて、検討していきたいと思っております。
- あと、地域移行の関係で16ページ、17ページになります。なかなか進んでいないというご指摘でございます。今回次期計画案の中でもいろいろ施策の方向性というものを書かせていただいているのですが、病院との連携でありますとか、地域活動支援センター（生活支援型）との連携、入院患者への働きかけ、支援、地域住民への理解のための啓発でありますとか、家族への働きかけというのを進めてまいりまして、先ほど地域の受け皿が非常に少ないというようなご指摘もいただいたところですが、地域の受け皿の確保に向けまして、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置して、安心して地域に帰ってきていただけるような体制の確保に努めていきたいと考えているところでございます。

三田部会長

- ちょっと3番目は、国会答弁みたいでよくわからなかったのですが。やっているけど進まないという現状を、もっともっと進めるためにどうしたらいいかということ、きちっと分析してほしいという質問だったかと思えます。それを今、おひとりで答えるのは厳しいだろうなと思いますが。今みたいな回答だと、なんかガックリだなと思えました。
- それから、2番目の研修では、木村委員が言ったように、ご家族や当事者が招かれて、講師として、あるいはゲストとしてという事例は、この中で何回かあるということですか。家族会は全然知らないで来ているということがわかりました。
- 1番目の各区でしている市民講座については、115回もやっているということは、区役所によれば4回ぐらいやっているところもあるかもしれないということですが、これも皆さん、私も知らなかったのですが、いろんなことをやっているのだけど、何かそれぞれでやっているという感じが勿体ない。喋れる当事者も家族もたくさんいるのに、どんな人がやっているだろうっていうのが、なんか勿体ないなと思えました。

田澤委員

- ちょっと話は違うのですが、障害者総合支援法では難病も障がい者に入るとなっていますが、障がい者スポーツセンターというのは難病患者も使えるのかどうか。こどもたちのサマーキャンプをするために、堺にありますビッグアイでは、障がい者として1年前からお借りできました。大阪市の場合はどうなっているのか、ちょっと聞かせてほしいと思います。

八木課長

- ご質問の件でございますが、難病の方でも、障害者総合支援法に則って支給決定を受けておられる方については、その証明を持ってきていただくと障がい者スポーツセンターをご利用いただけます。

田澤委員

- その意味がちょっと分からなかったのですが、使えるということですね。

八木課長

- 障がい者手帳がございませんので、給付を受けておられる場合は受給者証をお持ちいただくか、それに相当する診断書なりで、確認ができればお使いいただけます。

芦田委員

- 16 ページの(2)施設入所への対応のところですが、ここでは地域移行支援の支給決定者数が書かれています。17 ページの精神障がい者地域生活移行支援事業というところでは、退院支援した者ということで、ちょっと書きぶりが違っているので合わせないのかなと思いました。
- それから、地域活動支援センター（生活支援型）では、地域移行について、いろいろな取組をやっていますが、もし支給決定者数ということになると、地域活動支援センター（生活支援型）以外にも、取組をされている指定一般の事業者があると思いますが、どんなふうにも書いてもらえばいいのかわかりませんが、整合性が違うかなと思いますので、お願いします。

内村障がい福祉課長

- 今後、書きぶり検討させていただきたいと思います。

たにぐち委員

- 要望になりますが、1 ページの①冊子・リーフレットの作成・配布のところ、冊子の名前が書いてあるのですけれども、この中に統合失調症を入れていただきたいと思っています。
- 100 人に1人というたくさんの方がかかっていますし、たくさんの人と関わっているにもかかわらず、偏見と差別の対象になっています。多くの人にその現状を理解してもらうために、ぜひ、冊子とかリーフレットを早いうちに作成していただけますよう、お願いしたいと思います。

内田課長

- 現状は、ここに記載の冊子・リーフレットを作成しているところですが、1人でも多くの市民の方に、正しい知識を知っていただくことは本当に重要であると思っておりますので、例えば、ご指摘いただいた点につきまして、ちょっと予算の関係等もございまずので非常に難しいですが、検討させていただきたいと考えております。

井上副部長

- この進捗状況については、結果がこうでしたという報告だけなので、質問のしようがないですが、これは何のために作っておられるのかということが問題だと思っています。
- 実際に27年度と28年度を比べると28年度の方が減っている数字があったりします。
- 要するに、これは次の障がい者計画をつくるにあたっての資料ということであるならば、この実績に対して、どういう評価をするのかということ、もうちょっと明確にしないと、課題が何かよく分からなくて、これだけやりましたという話だったら、この進捗状況を出していただく意味は、あんまりないというふうに思うのですが、これを分析材料にして、次の計画に反映させるというような意図で、これを出しておられるのでしょうか。

吉田課長代理

- すいません。支援計画の進捗状況として数字を報告させていただいてはいますが、以前にもご報告の形について、ご指摘をいただいていると認識しております。
- まだ、ちょっとこれまでと同様の形で報告させていただいていることについては、お詫びを申し上げるほかございませんが、非常に多岐にわたる内容でございますので、この中で障がい福祉計画を達成するための事業といったものもございまずし、支援計画の報告をもう少しまとめて、PDCA サイクルとかを念頭に置いたような事業評価ができないのかといったこともご指摘もいただいております。
- もう少し、皆さんにご議論いただけるような資料にするよう、努力したいと思います。

福田委員

- 13ページの(7)障がいのある子どもへの支援の充実というところで、⑤本市放課後児童施策に障がいのある子どもが円滑に利用できるよう取り組むということで、児童いきいき放課後事業があるのですが、3年ごとに株式会社とかがころころ変わられると、支援員さんや管理をされている管理職の方が困っているということで、私達の西区では、今度違うところに移るということでしんどくなっている中で、障がい者の支援のあり方も充実できるのかどうかというところがあって、今は在籍していても、そこへ来たらすぐに放課後デイサービスに行かれる方も多くなってきていますので、上手に言えないので申し訳ございませんが、もう少し考えていただけたらありがたいなと思います。
- それから、留守家庭児童対策事業というのが、どんな事業なのか全く存じ上げていませんので、どんなサービスなのか教えていただけたらと思います。
- もう一点、20ページの学校ですが、④のエレベーター設置は、この頃すごく設置していただいているのですが、⑤学校施設の整備のところでは、スロープとかそういうことも考えてやっていたらいいのですが、この頃はトイレが和式ではなくなってきた、洋式になって

いる家が多くて、なかなかトイレにいきたがらない障がいのあるこどももいらっしやって、家でちゃんとしてからでない学校行けないとかいうところもあって、支援学級のトイレは洋式になっているところもあるのですが、これから整備を考えていただけたらありがたいなと思っています。

三田部会長

- 1つ目のご意見ということで、2つ目の留守家庭児童対策事業についてご説明をいただきたいと思います。

吉田課長代理

- 留守家庭児童対策事業でございますが、すいませんが事業所管の担当者が本日は来ておりませんので、改めてご説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

三田部会長

- それでは3つ目の学校のトイレについてお願いします。

石井教育委員会事務局インクルーシブ教育推進担当次席指導主事

- 地域の小・中学校には、障がいのあるこどもたちもたくさん入学しております。お子さんの障がいの状況も多様で、トイレや教室環境など、いろんなところでこどもたちがどんな困り感を持っているかということ、まず学校がきちっと把握する。そのためには、学校と保護者がしっかりと連携することが、まず大事です。その中で、保護者の方からこどもたちの様子を聞く。また、こどもたち自身から聞くということが非常に大事ですので、それによってどんな支援がいるのかということ、しっかりと学校が把握できるように、教育委員会も学校に指導して、また必要なときには学校にも見に行きながら、こういうところの整備が必要だということを見て、順次やっていきたいというふうに思っております。

三田部会長

- トイレの改修は進んでいるのかどうか。それは家族が言わないとできないのですか。

石井指導主事

- 改修についてはやっていますけど、例えば、トイレが各階にあるのかどうかによって進め方は違いますし、また、先ほど言いましたように、こどもたちが学校でどんな困り方をしているのかを把握しながら進めています。

三田部会長

- とにかくやっているということしか分からないけど、ぼちぼちではなく、やってほしいということ。今のご説明は計画的にやっているということなのですか。

石井指導主事

- トイレの改修は計画的にやっておりますけれども、学校には何棟も校舎があるので、予算を

見ながら、必要なところを順次やっています。一気にするというのは難しいです。

小泉委員

- 1ページの啓発活動についてですが、育成会では全国的に啓発活動を進めているのですが、教育委員会や区役所、大学からお呼びいただいて、ぼちぼち行っているところです。
- ご要望があったところには行っていますが、先日、神戸で行政の職員さんたちが一緒にそういう啓発活動の中に入って、ボランティアでいろんなところに参加されていたのを拝見して、やっぱり行政の方も現場で参加して、一緒に啓発するぞという姿勢も大事なのかなと思いました。私達もそういうPRが足りなかったと思うのですが、共にそういう啓発をしていくという形態も欲しいと思い、ちょっと羨ましく感じました。
- ぜひ、大阪市でもそういう啓発活動をつくっていただけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

三田部会長

- さっきの木村委員のご質問にもあったのですが、家族や当事者団体はいろいろ工夫してやっているのに関わっていないとしたら、本当に勿体無いと思います。
- ちょっと時間が予定を過ぎているのですけれども、議題2及び3に行きたいと思います。次期計画素案のパブコメの結果と次期計画案ということでお願いします。

内村課長

<資料2・3・4・5について説明>

三田部会長

- それでは、ご質問・ご意見があればお願いします。

井上副部会長

- 変更点のところちょっと質問なのですが、資料3のNo.16で、「障がいのある児童生徒の不登校についても」というのは、障がい児の不登校問題だけをちゃんと取り上げているのかというご意見に対して変更されているのですが、ここの修正前の文章では、「構築が必要です」となっていて、これはまだ十分ではないという認識だと思うのですが、修正後は、「構築に努めています」となっていて、進んでいるということになると思いますが、この表現に変わっているのが、何がどう変わったからなのか、ちょっと教えて欲しいと思います。あまり進んでいると思っていないのですが、どうなのでしょう。

石井指導主事

- 不登校の対応というのは、教育委員会の生活指導のグループで、いろいろな国の調査のもとに統計を取っているのですが、ここに書いてありますように、障がいのある児童生徒について、特化しているわけではございませんが、不登校全体に対していろんな取組を各関係機関とも連携しながら対応しているということで、生活指導のグループが担当になりますが、取組を進めているという状況です。

井上副部長

- もともとは「必要です」となっていて、早急に調整しないといけないという表現ですが、進んでいるということは、具体的に何が進んでいるのですか。

石井指導主事

- 詳細は担当部署でないので分からないのですが、また調べてご連絡させていただきます。

井上副部長

- 認識としては、喫緊の課題で早期に分析や対応が必要だというような認識で私どもは理解していたのですが、進んでいるということであるならば、何を進めているのかというようなことも含めて説明してもらわないと、修正した意味がよくわからないので。

三田部長

- 前半の障がいのある不登校のところの修正は、さっきの説明で言われたのだけど、最後の「必要です」から「努めています」の変更は、どうしてですかということですが、これはどこに言えばいいのですか。

内村課長

- 今教育委員会の方から申し上げましたように、具体的に担当の方とも確認した上で、もう一度改めてご回答させていただきたいと思います。すみませんが、よろしくお願いします。

井上副部長

- 障がい者計画ということで、不登校の中で、障がいのあるこどもの不登校も同じように深刻であり、それがどこまで進んでいるのかということ、もう少し具体的に考えていかないといけないということだと思います。
- よく聞くのは、普通学校の中のインクルーシブ教育で入っておられても、その中でいじめがあったり、あるいは先生方の指導との兼ね合いがうまくいかなくて、不登校になっているというようなケースが増えてきていることは間違いないと思っています。
- そこが本当に対策として講じられているのかどうなのかというのは、私は、まだ大きな課題であるというふうに思っていますので、むしろ「必要です」というふうにして、早急に検討していかないといけないと思います。
- 全体の不登校対策はやっているからというのではなくて、ここは障がい者計画の中で触れる部分ですので、表現上、一般的な不登校の中で障がいだけを特化して統計をとっていませんということですが、やっぱり障がいゆえの困難さがある不登校になっているというケースに対して、どんなふうな配慮を行っているのが大事だと思いますので、そのところはもうちょっと深刻に受けとめていただくべきだと思います。

三田部長

- 他のところは、努めていきますとか進めていきますとなっていて、ここだけ努めていきますと

なっているのはどうかと思います。努めていきますにしてもいいのかなと思いました。ご参考までに。

- 他の委員はいかがでしょうか。

木村委員

- すいません、勉強不足で分からなかったのですが、各区の相談支援センターが平成30年度からは基幹相談支援センターに名称変更になるとなっています。そうしますと、今の大阪市基幹相談支援センターはどうなるのでしょうか。
- 今現在は各区の相談支援センターを統括する形で、市の基幹相談支援センターがあると思いますが、各区が基幹相談支援センターに名称変更するということは、市の基幹相談支援センターは無くなるということなのでしょうか。

内村課長

- ご質問いただきました件につきましては、平成30年度から相談支援体制の再編整備をすることとしています。今の基幹相談支援センターが24区の相談支援センターを後方支援するという体制がもたないような状況になってまいりましたし、各区の相談支援センターがこの間の支援の中で、かなり実力をつけてまいりましたので、各区単位で、今後の地域生活支援拠点等の中核を担っていただくということで、各区を基幹相談支援センターとし、これまでの基幹相談支援センターは30年度からは廃止する予定です。

三田部会長

- 他の方いかがでしょうか。
- 特にはございませんでしょうか。

内村課長

- ひとつだけ補足で説明したいのですが、資料3の3ページの一番下にありますNo.26になりますが、もともとは「大阪市と地下鉄新会社及び大阪シティバス株式会社との間で、諸課題について連絡調整するための会議体を設置し」としていましたが、正確には「大阪市会」ということで、議会との間で会議体を設置するというので、この会議体の事務局的なことを都市交通局が担うというような形になっていまして、今回修正しています。

井上副部会長

- 今のご説明の部分は、市営交通にはこれまでいろいろ要請してきたけど、民営化したら止まるのではないかと考えていて、市としてもちゃんと対応すると言っていた部分は、市会に丸投げされるということですか。
- その事務局ということだったら、市会に対してこういうふうな課題があるというようなことを提案する責任は、市にもあるのではないのでしょうか。それはいいのですか。

内村課長

- 丸投げということではなく、市民の代表である市会と新会社との間で話し合う場をもって、

市民の皆様方の声を反映させて、より良くなるように進めていくという仕組みになっているということです。

井上副部長

- 市の責任として、ちゃんとしてほしいということを、ずっとここの中でも意見が出てきたと思います。

内村課長

- 当然、引継いだ後も市としての責任はございます。

井上副部長

- 市としても、そういう課題を市議会に提案して、調整するという形になっているということですか。

内村課長

- いや、そうはならないと思っています。

井上副部長

- だとしたら、今まで市営交通の中で、要望とかいろいろしてきた部分について、継続して聞けるようにしていきますとか、もっと発展できるようにしますとかいう話を、ここでしてきたじゃないですか。そこの市の責任はどこに行くのですか。

内村課長

- 今後、事業運営は民間会社になりますので、その事業の運営は、当然、お客様・市民の皆様の声をいただきながら、市会のチェックをかけてこの会議体の中で話しを進めていく、前に転がして進めていくという形になります。大阪市は、都市交通局が新たにできましたが、会議体の事務局的功能を担っていくという形です。
- 大阪市としての責任ということについては、現在取り組んでいることについては、市会の承認をいただいて、今後10年間は現計画の中で民間移管しますということで、そういう形での引き継ぎになっていくことになります。

井上副部長

- さっき山梨委員から出た要望があるなら、今後、我々は市会に言っていないといけないのですか。

内村課長

- 必ずしもそれだけではないと思います。当然、都市交通局に対しても要望できますし、現に今でも他の民鉄としてJRや近鉄がありますが、大阪市内いろいろとご意見をいただきます。我々もそれを受けて、何とかならないか調整に動く場合もありますので、その形は変わらないと思います。

山梨委員

- 可動柵の設置を進めていくことはできるのですか。

内村課長

- もともと現計画にある部分については進めていきますというふうに言っておられます。

山梨委員

- もともとは今里から湯里まで地下鉄を伸ばすということは市民との約束でした。鶴見緑地線とか今里筋線は、車いすに乗っていても、板を敷いてもらわなくても乗れるのですが、他のところは板を敷いてもらわないと乗れないのです。御堂筋線は全部敷いてもらわないとダメです。市バスとかも民営化されても、ちゃんと対応してくれるのかというふうに思います。この辺の交渉はできるのですか。

内村課長

- 今のご意見は8号線の延伸のことだと思うのですが、市会の中で民営化の課題の1つとなっています。採算がとれないから延伸ができないというような話になっていますが、民間移管するにあたって、一定の金額を基金としておいて、その基金を何に使っていくかという話の中では、8号線の延伸を社会実験というような形で実験して、その後、実験の検証を受けてどうするのかということになっています。それは当然、市会もチェックをしていくというような形になっています。

三田部会長

- 計画の中にもバリアフリーの項目もありますし、事務局が何をしていくのかがいま見えないので不安だと思うのですが、今後も皆さんのご意見をいただくということでしょうか。ありがとうございました。いろんな意見が出ましたけど、他の方がいいですか。

酒井委員

- 交通局関係でもう1つ、地下鉄のエレベーターですが、全駅で328基のエレベーターが設置済みということですが、例えば、職業リハビリテーションセンターの最寄り駅の喜連瓜破駅はかなり早くからエレベーター設置をしていただいていたので、エレベーターが老朽化で今週の金曜日からエレベーターを丸ごと入れ替えるということで、3週間使えなくなります。ただ、かなり早くから使えないという周知もしていただいて、代替輸送として1つ手前の駅からリフト付タクシーを走らせるということで、かなり手厚く、代替保障を設けていただいているのでありがたいなと思っています。
- ただ今後、328基が順次そのような状況になっていく中で、今の内村課長の話で10年間は現行のサービスを維持ということですが、今後、代替輸送の保障などが、民営化したときに、同じ水準を続けてやってもらえるかどうかというと、すごく心配だなと思います。ですので、民営化になってもぜひとも同じ水準でお願いしたいなと思います。

三田部会長

- ご意見ということで、ありがとうございます。

田澤委員

- 淀屋橋駅は、市役所に来るときはエスカレーターを使えるからいいのですが、帰りはエスカレーターが使えなくて、私は階段で下りられないからエレベーターを使うのですが、ビルの中にエレベーターがあるので、なかなか分かりにくいです。なので、わかりやすい表示をつけてほしいです。

内村課長

- 全体的な話で申し上げますと、ご意見いただきましたように、例えば難波駅でしたら非常に海外の方が多く来られています。スーツケースを持っていたら階段とかエスカレーターが使いにくいということで、もっと分かりやすいサインをつけられないかというようなご意見が、最近出てきているところです。
- 早急にできるかどうかは別ですが、地下街は民間の会社ですし、ビルも民間なので、関係する事業者が集まる連絡会というのが、実はずっと以前からあります。
- 今後どういうふうに進めていかれるかというのがありますが、例えば、何年か前に梅田は一旦整備されて分かりやすくなったはずなんですけど、やっぱり建物とか地下というのはどんどん変わってきているので、その都度変えていく必要があって、すぐにはできないのですが考えておられるということです。

三田部会長

- 他はよろしいですか。

井上副部会長

- 教育関係のところ、特別支援学校は大阪府に移管されましたので、進捗状況のところでも全く空白にしてあるんですが、市内にある特別支援学校の環境整備というのは、市は関係ないということでしょうか。

石井指導主事

- 進捗状況の数字については、載せることができるものは載せるように検討していきたいと思っています。

井上副部会長

- 市内にある特別支援学校には課題もあって、環境整備ということ掲げてきました。それが府に移管したからということで、進捗状況の数字も入っていないし、環境整備の部分についても、特別支援学校のところあんまり課題としてあがっていない。府に移管したからといって、特別支援学校の課題が解決したわけでも何でもないです。
- 教育委員会としては特別支援学校の問題というのは、もう計画の中で課題にならないという認識なのかということ聞いています。

石井指導主事

- もちろん大阪市在住のお子さんが特別支援学校に行っておりますので、大阪府に移管されたから全く関係ないというふうには考えておりません。
- 進捗状況については、空欄になっているものの中には、大阪府へ移管されて制度が変わって、別途、市の事業として記載しているものもあり、少し分かりにくかったと思います。
- 特別支援学校が大阪府に移管されたからといって全く関係ないということではありませんので、今後も載せることができるものは載せていきたいと思っています。

井上副部長

- 教育委員会としては、特別支援学校も含めて市内在住のこどもの問題をちゃんと課題にして、府とも調整して充実させていくということ、もう少し明確に出してもらいたいと思います。
- これは、府に移管する段階でもいろいろ議論があった問題で、水準を引き下げないというふうなことで移管が実現したということだと思いますので、教育委員会として特別支援学校の問題についても責任を持って課題を解決していくということ、もう少しきっちりと位置づけをしていただきたいと思います。

三田部長

- ご意見ということでいただきました。ありがとうございます。
- 他はよろしいですか。ありがとうございました。
- そうしましたら、議題の2と3が終わったということで、議題4その他ということで事務局からご報告をお願いします。

山梨委員

- その他のところで言いたいことがあります。

三田部長

- その他で言いたいことがあるということですか。どうぞ。

山梨委員

- 市営住宅の減免措置について、制度を見直したということでかなり厳しい状態になっていると聞いています。
- これまでは障がい基礎年金を、収入の中に入れなくて計算してきたものを、今度から入れて計算するというので、今まで減免を受けてきた方が受けられなくなる。
- 話を聞くと、生活保護を受けている人よりも厳しくなるというふうなことを聞いています。
- そういうことで、かなり厳しい状態になっていますが、それはどこで決めているのですか。

磯野都市整備局管理課長代理

- 市営住宅の家賃の減免につきましては、平成24年3月から改正ということで、お話をされている方は値上がりになった方なのかもしれませんが、経過措置ということで、4年間かけて、

新しく決まった金額にしていく形にしております。

- 改正内容の趣旨でございますが、家賃減免の制度でございますので、国が決めた市営住宅の家賃を支払うのが困難な方のために、大阪市がさらに安い家賃を設定しているのが、この家賃減免の制度ということになっています。
- 減免の制度について改正前のときは、国が決めている基本の額が3万4,400円で、実際の家賃計算の時には、建物が新しい・古いとか、いろいろ係数をかけて計算しますが、国の基準よりも安い家賃を決めるということになりますので、過去から、非課税所得も含めて全部計算の対象とさせていただいておりました。
- ただ、例えば、高齢の方が2人で住んでおられ、年金をもらっている世帯であれば、改正前の減免制度の考え方では、例えば、夫婦2人とも120万円ずつ年金をもらっておられた場合、世帯の収入は240万円ですが、年金の所得控除がそれぞれ120万円ずつありますので、その世帯の所得は0円になります。この場合、改正前の計算であれば5千円になっていました。
- ところが、例えば、夫婦2人のサラリーマン世帯で、働いているのが1人だけで240万円稼いでおられた場合、240万円という収入額は同じですが、ちゃんとした所得の計算をしていないので正確ではありませんが、例えば所得は100万円とかになって、家賃が2万円というようなことになってしまいます。
- その世帯の人数で、非課税所得も含めてということになりますが、全部の金額で所得計算をすると、それぞれの所得控除にアンバランスがあって、収入は同じでも、家賃に差が出てくるので、少しバランスが悪いのではないかとということで、改正後の減免制度につきましては、世帯全員の所得の合計と生活保護をもらっている方の金額を見比べて、生活保護でない世帯は介護保険料とかいろいろ払っておられますので、公租公課の額として、生活保護の額の1.2倍の額と比較しております。それで生活保護の金額よりも所得が低い方については、その分家賃を下げましょうというような制度になっています。
- なお、生活保護の金額がここ最近見直しになって下がっていますが、家賃減免制度では、平成24年3月に決めた時の基礎金額を、まだそのままにしておりまして、生活保護の金額が下がったからといって、減免の基準を下げるのかというと、そこは下げておりませんので、生活保護の方より厳しい状況になるということにはなっていないと思っております。
- また、生活保護の方の場合は医療費が生活保護で出ますが、生活保護でない方は、ご自分で医療費とか出されますので、その部分は領収書を持ってきていただければ、総収入から引かせていただくというような制度にさせていただいております。
- 場合によれば、もともと5000円の方が、減免を受けられなくなったという場合もあるかもしれませんが、改正後については、バランスのとれた減免制度の考え方にさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。
- また、個別のことにつきましては、皆さん全然金額が違いますので、個別にご相談いただきましたら確認させていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

三田部会長

- ご丁寧にありがとうございました。そのことが、その方たちにちゃんと伝わっているかどうかというのもあるかもしれないですね。

山梨委員

- そういうことを決める時に、こちらからそういう意見を出せないのですか。この場で、そういう意見を出せないのですか。

内村課長

- すいません。この部会で、家賃の減免のことは決めていませんし、扱えません。

磯野課長代理

- 家賃の減免につきましては、例えば、障がい者の各種団体との団体協議とか交渉というのが、年に何回かあって、いろんな団体の方々から、例えば、昔の減免の形に戻してほしいとか、いろんな要望については、私達も聞かせていただいておりますし、例えば、生活保護の金額が変わっても基準は変えないでほしいという場合もありますし、もっと控除のところをひろげてほしいとか、そういったところでいろいろな話をお伺いさせていただいて、最終的にはこの家賃減免の時もそうですが、都市整備局が案を作って、市会でご議論いただいて決定をしていくという形になりますので、ご意見につきましては、そういった協議の場を持たせていただいておりますので、よろしくお願いします。

亀甲委員

- 資料5についてご質問ですが、わかりやすい版（概要）ということではいただいておりますが、そもそもこれが、誰に見ていただくことを前提にしているのでしょうか。言葉遣いからして、ちょっとどうなのかなあというふうに思っております。
- 前の第四期計画の時には、たしか要約版というのを出されたと思うのですが、この計画の全体像を見る上では、非常にわかりやすいものであったように思うのですが、ちょっと今回のわかりやすい版というのが、どういう意図を持って作られたのか、前回の要約版にあたるものとして作成されたのか、ちょっとそのあたりをお聞きしたいのと、できればこのわかりやすい版ではなくて、計画の全体像が見渡せるようなものを出していただけるとありがたいなというふうに思います。

内村課長

- 事務局としましては、この障がい者支援計画・福祉計画を、障がいのある方々に、できる限り多くの方に知っていただきたいと思っております。そういう意味で、身体、知的、精神、難病、発達障がいのある方々、皆さんができるだけ理解しやすいようなものも必要ということで、今回こちらのわかりやすい版を作らせていただきました。
- 亀甲委員のおっしゃるとおり、概要版もあれば一番よかったのですが、今回は申し訳ありません。
- また、ちょっと話が別ですが、今、大阪市のホームページなどで、市民の方からわかりやすい日本語で作ってほしいという要望が非常に多くございます。それだけ難しい表現になってしまっているということがございますので、このわかりやすい版を作った趣旨というのは、役所の表現は難しいので、わかりやすくして多くの方々に知っていただくというような趣旨で

作らせていただきました。

- すいませんが、今回は、このわかりやすい版ということで、概要版は予定していないところでございます。よろしくお願いいたします。

木村委員

- 昨年の年末に寝屋川市で悲しい事件が起きました。行政の方がどんなふうにとめていらっしゃるかわかりませんが、家族からすると共有できる部分もあります。
- 先ほど、たにぐち委員がおっしゃったように、精神障がいに対する偏見はまだ多いです。だから、家族は隠しているという部分もあると思います。あの事件は、特殊な問題ではなく、まだまだ地域の中で、自宅にいる障がい者を家族が隠しているというところは、まだまだあると思います。
- それは電話相談なんかでも、医者にかかろうとしないこどもがいるから、どんなふうになれば医者に繋げるかという相談もあります。熱があるとか頭が痛いとか、足を折って痛いとか、痛いところがあったら医者に行きますが、精神障がいの場合は、本人が病気とっていないから、医者に行かないということがあります。
- 親は、それで非常に困っている部分がありますし、この寝屋川の事件にしても、1回精神科病院に通っていたわけで、そこで、いわゆる統合失調症と言われた後、全然、医療機関にかかっていない。障がい年金は、医者に行って診断書がもらえないと、年金も継続できなくなりますから、そういう中断者に対する医療の問題とか、登校拒否になったときの学校の問題とか、みんなバラバラなんです。学校と行政と医療機関と全部バラバラの状態ということで、これがどこか1ヶ所に結びついていたら、こういう悲惨な事件は起きなかったのではないかなというふうに思います。
- だからその意味で、次期計画策定の中にある精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築として、保健・医療・福祉関係者が結びついたものを、大阪市は市内に精神科病院がない中で、それぞれの職種が結びついたものを早急に作って欲しいと思います。

三田部会長

- 申し訳ありません。時間は過ぎてしまっていますが、事務局からその他ということでご報告をお願いします。

吉田課長代理

<資料6について説明>

三田部会長

- ありがとうございました。
- 今日の議題はこれで終わりということで、事務局の方にお返しいたします。

内村課長

<あいさつ>

司会

<閉会>